

「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領(間取り変更を伴う戸建住宅の改修)(資料1-3)及び(省エネ計算を伴う断熱改修)(資料1-4)に関するQ&A

質問項目	質問内容	回答	回答日時
調査対象	平成30年4月1日以降に完了したプロジェクトの業務実績を有しない、平成30年4月1日以降に完了した新築建築物に係わる業務をしていない状況ですが、本調査に回答しなくてよいでしょうか。	事務所調査の対象や業務量調査の対象に該当しない場合は、回答いただく必要はありません。	
	調査対象事務所に業務量を管理している事務所とあるが、少人数の為、物件毎に1日の業務量を管理していません。その場合、事務所調査のみ回答し業務量調査の回答不要と考えてよいですか。		
	調査対象業務として「平成30年4月1日以降に完了した業務」とありますが、設計業務または工事監理等業務を一貫して受注した業務を対象とすることから、現在施工中の物件であっても、設計業務量のみの調査対象と考えて宜しいですか。または、完了している物件に限りますか。	契約の単位に関わらず、設計業務が完了している場合は本調査の対象となります。	
	調査対象に該当する業務のすべてを回答しなければいけないのでしょうか。	該当する全ての業務の回答を強制するものではありません。ただし、業務実態を的確に把握するため、極力多くのプロジェクトについて回答いただけると幸いです。	
	調査対象となる業務が過去約4年間の完了物件となっておりますが、全ての対象物件となると、膨大な作業(業務量データの検索及び分析)となり、かなりの時間を要す事が予想されます。提出期限に間に合う様、対象物件に何らかの絞込み選択を行う事で宜しいでしょうか。		
	該当する業務が多数ある場合、設計事務所の規模に応じて回答件数の目安等はあるのでしょうか？ (例えば 技術士50名以下・・・10件、技術士100名以下・・・30件等) また、受託金額の大きいものを優先する等調査対象の選定に関する考え方はあるのでしょうか。 業務量調査の対象となるプロジェクトが複数の場合、件数に下限はありますか？例えば、用途ごと規模別に分類し、10件程度の回答で宜しいでしょうか。	特に目安や、調査対象の選定に関する考え方はありません。ただし、業務実態を的確に把握するため、極力多くのプロジェクトについて回答いただけると幸いです。	
事務所調査について	①事務所名称では、「正式名称で回答」「本店、支店等の区別がわかるように回答」とありますが、登記上の商号ではなく「建築士事務所登録申請書」の「建築士事務所」「名称」欄に記載のとおり省略することなく記載すればよいですか。	会社登録ではなく、建築士事務所登録を行った「建築士事務所登録申請書」に記載したとおりに省略することなく記載して下さい。	
業務報酬を構成する経費について	直接人件費と直接・間接経費の関係や、業務報酬を構成する経費について、この内容は前年度の1年分についてのものとなるのでしょうか、それとも業務量調査に記載した物件に要した内容となるのでしょうか、それとも平成30年4月1日以降～現在までの内容のものとなるのでしょうか。	直近の決算に基づいて、『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領(資料1-3、1-4)』の「業務報酬を構成する経費」に定める経費ごとに整理したものを回答下さい。	
	専業事務所の場合、営業担当者の給与は直接人件費に含まれるのでしょうか、間接経費の「直接人件費以外の人件費」になるのでしょうか。	『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領(資料1-3、1-4)』の「業務報酬を構成する経費」に定めるように、直接人件費は、「設計業務及び工事監理等業務に直接従事する者について、当該業務に関して必要となる人件費」であり、間接経費は「設計業務及び工事監理等業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な費用のうち、当該業務に関して必要となる費用」です。ご質問の営業担当者が建築士事務所を管理運営していくために必要な営業をしている場合、その給与は「間接経費」となります。	

質問項目	質問内容	回答	回答日時
	<p>損益計算書における一般管理費に計上している役員給与、人件費等は全て間接経費の「直接人件費以外の人件費」に算入してよいですか。</p>	<p>『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料 1-3、1-4）』の「業務報酬を構成する経費」に定めるように、役員報酬は技術料等経費に含まれません。間接経費の「直接人件費以外の人件費」に算入しないようにして下さい。</p>	
	<p>直接人件費の額及び直接経費・間接経費の合計額の 2 種類の欄があるが、技術料等経費と特別経費はそのどちらにも含まれないと解釈してよいですか。</p>	<p>「直接人件費」、「直接経費」、「間接経費」、「技術料等経費」及び「特別経費」はそれぞれ別の経費です。本調査においては、「技術料等経費」及び「特別経費」は本調査の対象外です。</p>	
	<p>直接人件費の額には税金関係及び役員報酬は含まないと解釈してよいですか。</p>	<p>『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料 1-3、1-4）』の「業務報酬を構成する経費」に定めるように、法人税、地方税、株主配当金、役員報酬等は「技術料等経費」であり、直接人件費には該当しません。</p>	
<p>業務量調査について</p>	<p>調査票に記載するプロジェクトは 1 つでも OK でしょうか。また複数のプロジェクトを記載する場合は、何か基準となる選定条件はあるのでしょうか。</p>	<p>一つでも構いません。なお、回答頂くプロジェクトは、『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料 1-3、1-4）』の「調査業務となる業務等」に記載している (i) ～ (iii) の全てに該当する必要があります。</p>	
	<p>業務量調査の回答数に制限があるのですか。</p>	<p>回答数に制限はありません。業務実態を的確に把握するため、極力多くのプロジェクトについて回答いただくと幸いです。</p>	
	<p>告示 98 号（別添二・別表第 1）の表において、下記の用途はそれぞれ下記の建築物の類型、第 1 類・第 2 類の別にあてはめてよろしいでしょうか。 鉄道関係【告示 98 号の用途】 1) 橋上駅舎【(十二) 文化・交流・公益施設 第 2 類】 2) 地平駅舎【(十二) 文化・交流・公益施設 第 1 類】 3) 高架下駅舎【(十二) 文化・交流・公益施設 第 1 類】 4) 駅ビル【(五) 商業施設 第 2 類】 5) 変電所・発電所【(二) 生産施設 第 2 類】 6) 旅客ホーム上家【(一) 物流施設 第 2 類】</p>	<p>『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料 1-3、1-4）』の「建築物の類型、用途、床面積等の考え方」に定めるように、「建築物の類型」及び「第 1 類・第 2 類の別」については、回答者が判断し、回答していただくこととしております。</p>	
	<p>改修の設計又は工事監理等に関しては、標準業務や追加的な業務が示されていませんが、新築の業務量調査の様に担当した技術職員の職種ごとに標準業務の実施に要した業務量を回答する必要はないのでしょうか。</p>	<p>今回の調査は、改修の業務報酬基準の告示化を目的とするものではありません。将来的な基準化を見据えて、改修設計等の業務内容や業務量に影響する要素を把握することを目的としているため、詳細な業務量の回答は不要です。最も主たる担当者 1 名の職種に応じ、実績業務人・時間を技師 C 相当に換算の上お答えいただければ結構です。</p>	
<p>業務量の換算率の表</p>	<p>近年、3 次元 CAD や構造一貫計算ソフトなど、コンピューターを駆使することにより、昔に比べると業務時間の短縮化が進んでいます。今回の実態調査では技師 C を基準とした業務能力の換算表が細分化されていますが、コンピューターを駆使することにより、見習いでもない限り、表にあるような経験年数による業務量の差はここまでないと思われます。換算率の根拠は何でしょうか？</p>	<p>国土交通省にて定めている『令和 4 年度設計業務委託等技術者単価』の「①設計業務」の基準日額に基づいています。</p>	

質問項目	質問内容	回答	回答日時
	<p>弊社の原価管理システムでは、給与実態により3段階の技術者区分で管理していますが、換算率は「表の業務能力の換算率」を厳守しなければいけないのですか。</p>	<p>『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料1-3、1-4）の「業務能力の換算率」の表に基づいて、ご回答下さい。</p>	
<p>業務量の考え方</p>	<p>「間取り変更を伴う戸建住宅の改修」の実施要領のP14に「最も主たる担当者1名の職種に応じ、実績業務人・時間を全て一級建築士取得後3年未満（技師C相当）の者が実施したものとして換算のうえご回答ください。」とありますが、例えば合計で100人・時間で、主任技術者が6割、技師Bが4割の業務をそれぞれ行っていた場合、どのように回答すれば良いのでしょうか。</p>	<p>最も主たる担当者が主任技師である場合は、以下のように換算してご回答下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任技師→技師C換算：100人・時間×換算率：2.15=215人・時間 	